(6) 保育士

① 保育士資格の取得に必要な科目

文学部教育学科は、児童福祉法に定める保育士養成施設として石川県の指定を受けている。そのため、保育士 資格に必要な以下の各号の科目を修得し、卒業要件を満たすことで保育士資格を取得することができる。

- I. 教養科目のうち必修科目 11 単位を修得すること。
- Ⅱ. 別表1に掲げる全ての科目を修得すること。
- Ⅲ. 別表2に掲げる科目のうち、9 単位以上を修得すること。そのうち「保育実習」の系列から、「保育実習Ⅱ (保育所)」と「保育実習指導Ⅱ」、又は「保育実習Ⅲ (厚生施設)」と「保育実習指導Ⅲ」のどちらか一方の組み合わせで3単位以上を修得しなければならない。

Ⅳ. 別表 1

| 系列 | 教科目 | 教育学科設置授業科目 | 授業形態 | 単位数 |
|----------------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------|------|-----|
| 保育の本質・目的に関する科目 | 保育原理 | 保育原理 | 講義 | 2 |
| | 教育原理 | 教育原理 | 講義 | 2 |
| | 子ども家庭福祉 | 子ども家庭福祉 | 講義 | 2 |
| | 社会福祉 | 社会福祉 | 講義 | 2 |
| | 子ども家庭支援論 | 子ども家庭支援論 | 講義 | 2 |
| | 社会的養護 I | 社会的養護 I | 講義 | 2 |
| | 保育者論 | 保育者論 | 講義 | 2 |
| | 保育の心理学 | 保育の心理学 | 講義 | 2 |
| 保育の対象の理解に関する科目 | 子ども家庭支援の心理学 | 子ども家庭支援の心理学 | 講義 | 2 |
| | 子どもの理解と援助 | 子どもの理解と援助 | 演習 | 1 |
| | 子どもの保健 | 子どもの保健 | 講義 | 2 |
| | 子どもの食と栄養 | 子どもの食と栄養 | 演習 | 2 |
| | 保育の計画と評価 | 保育課程論 | 講義 | 2 |
| | 保育内容総論 | 保育内容総論 | 演習 | 1 |
| | 保育内容演習 | 保育内容演習(健康) | 演習 | 1 |
| | | 保育内容演習(人間関係) | 演習 | 1 |
| | | 保育内容演習(環境) | 演習 | 1 |
| | | 保育内容演習(ことば) | 演習 | 1 |
| | | 保育内容演習(表現) | 演習 | 1 |
| | 保育内容の理解と方法 | 幼児・児童文化 | 演習 | 1 |
| 保育の内容・方法に関する科目 | | 音楽演習 | 演習 | 1 |
| | | 造形演習 | 演習 | 1 |
| | | 体育Ⅱ (リズムダンス) | 演習 | 1 |
| | 乳児保育 I | 乳児保育 I | 講義 | 2 |
| | 乳児保育Ⅱ | 乳児保育Ⅱ | 演習 | 1 |
| | 子どもの健康と安全 | 子どもの健康と安全 | 演習 | 1 |
| | 障害児保育 | 障がい児保育 | 演習 | 2 |
| | 社会的養護Ⅱ | 社会的養護Ⅱ | 演習 | 1 |
| | 子育て支援 | 子育て支援 | 演習 | 1 |
| 加 本 中 羽 | 保育実習 I | 図 I 保育実習 I (施設) 実習 実習 I (施設) 実習 実習 I (を 実 を す ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま | 実習 | 4 |
| 保育実習 | 保育実習指導I | 保育実習指導 I | 演習 | 2 |
| 総合演習 | 保育実践演習 | 保育・教職実践演習(幼) | 演習 | 2 |

V. 別表 2

| <u> 別衣 Z</u> | T | | |
|----------------------|--------------------------------------------------------------|------|-----|
| 系列 | 本学科設置授業科目 | 授業形態 | 単位数 |
| 保育の対象の理解に関する科目 | 幼児理解と教育相談 | 講義 | 2 |
| | 対児理解と教育相談 保育内容(健康) 保育内容(人間関係) 保育内容(環境) 保育内容(ことば) | 講義 | 2 |
| | 保育内容(人間関係) | 講義 | 2 |
| | 保育内容(環境) | 講義 | 2 |
| 保育の内容・方法に関する科目 | 保育内容(ことば) | 講義 | 2 |
| 休月の内谷・万伝に関する村日 | 保育内容(表現) | 講義 | 2 |
| | 保育と ICT 活用 | 講義 | 2 |
| | インクルーシブ教育における造形指導 | 演習 | 2 |
| | 教材としての玩具 | 講義 | 2 |
| | 保育実習Ⅱ(保育所) | 実習 | 2 |
| /m | 保育実習Ⅲ(厚生施設) | 実習 | 2 |
| 保育実習 | 保育実習指導Ⅱ | 演習 | 1 |
| | 保育実習指導Ⅲ | 演習 | 1 |

② 保育実習について

- I. 保育士資格を取得するためには、必修科目の「保育実習 I (施設)」を必ず修得しなければならない。「保育実習 I (施設)」では、保育所もしくは認定こども園と児童福祉施設等の2か所でそれぞれ10日間実習を行う。その上で、選択必修科目の「保育実習 II (保育所)」と「保育実習 III (厚生施設)」のうち一方の実習を必ず行うことが必要である。
- Ⅱ.「保育実習 I (施設)」に参加するためには「保育実習指導 I 」を履修することが求められる。また、「保育 実習 II (保育所)」に参加するためには「保育実習指導 II 」を、「保育実習III (厚生施設)」に参加するためには 「保育実習指導III」を履修することが求められる。
- Ⅲ. これらの保育実習の履修に関しては、保育士資格取得のために必要な授業への履修状況ならびに、成績が 良好であること、人物評価等を条件とする。

③ 保育士登録申請について

- I. 保育士として業務に就く場合、保育士登録申請を行う必要がある。保育士登録申請は、原則として、都道府 県の事務委託を受けている登録事務処理センターへ、大学が一括して行う。
- Ⅱ. 申請手続き等については別途説明会を行うので必ず参加すること。